

静岡県立大学附属図書館寄贈図書取扱要領

令和6年6月3日

静岡県立大学附属図書館長裁定

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、静岡県公立大学法人固定資産管理規程第11条及び静岡県公立大学法人図書管理規程（以下「図書管理規程」という。）第8条の規定に基づき、静岡県立大学附属図書館（以下「本学図書館」という。）に寄贈の申出があった図書（以下「寄贈図書」という。）の取扱いに関して必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 本学図書館は、静岡県立大学附属図書館資料収集方針（以下「収集方針」という。）に基づき、寄贈図書の選定及び受入れを行う。

(受付方法)

第3条 寄贈図書の受付は、次の方法により行う。

- (1) 寄贈図書は、寄贈者又はその代理人が事前に本学図書館所蔵図書との重複調査を行った上で、未所蔵のものについて図書寄贈申込書（様式1）を本学図書館に郵送又は持参するものとする。
- (2) 寄贈図書が少数の場合は、寄贈者からの寄贈の意思や寄贈内容が確認できる送状等で図書寄贈申込書の代用とすることができる。
- (3) 300冊を超える寄贈図書（以下「集書」という。）の受入れは、必要に応じて集書の主題分野又は関連分野を専門とする図書館情報委員に諮り、静岡県立大学附属図書館長（以下「館長」という。）が決定する。
- (4) 寄贈図書の受領書は原則として交付しないものとする。
- (5) 礼状の贈呈は原則として行わないものとする。
- (6) 受入れ可否の結果及び理由の通知は行わないものとする。
- (7) 本学図書館は寄贈に関する費用を負担しないものとする。
- (8) 前各項の規定にかかわらず、館長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(受入基準)

第4条 寄贈図書の選定は、収集方針に基づき、館長が必要と判断する図書について本学図書館の蔵書として受け入れるものとする。

- 2 寄贈図書を受け入れる際は、収集方針に定めるもののほか、次に掲げる条件を考慮する。

- (1) 本学図書館に未所蔵の図書であること
- (2) 汚損、破損、劣化、書き込み等がないこと
- (3) 寄贈者から寄贈のための条件が課せられていないこと
- (4) 管理、運用及び処分を本学図書館に一任されたものであること
- (5) 学術的価値が認められること
- (6) 経年や改版により資料的価値や利用価値が減じていないこと
- (7) 特定の個人、団体等の広報又は宣伝等を主な内容としていないこと
- (8) 本学図書館の機器又は設備で利用可能な媒体であること

(寄贈図書の取扱い)

第5条 受入れを決定した図書は、図書管理規程に基づき取り扱う。

- 2 受け入れないと決定した寄贈図書は、寄贈者から送料自己負担での返送の申出があった場合を除き、本学図書館が処分する。

(改廃)

第6条 この要領の改廃は、図書館情報委員会の議を経て館長が決定する。

(附則)

この要領は、令和6年6月3日から適用する。

(様式 1)

令和 年 月 日

図 書 寄 贈 申 込 書

静岡県立大学附属図書館長 様

寄贈者

氏 名 :

連絡先 :

下記のとおり図書の寄贈を申し込みます。

記

1 資料名

別表「寄贈図書リスト」のとおり

2 目 的

教育・学術研究に供するため

(特記事項 :

)

3 条 件

無償

4 寄贈後の図書の取扱い

- (1) 既に図書館で所蔵しているものは、蔵書として受け入れません。図書館で所蔵していないものでも内容等によっては受け入れないことがあります。
- (2) 図書館から受け入れ可否の通知や礼状等の送付は行いません。
- (3) 蔵書として受け入れた後に、図書の所蔵状況等により除籍等を行うことがあります。
- (4) 蔵書として受け入れない場合、返却は行いません。
- (5) 蔵書として受け入れない場合、本学古本募金等に活用させていただくこともあります。

上記の取扱い条件を理解し同意の上、貴図書館に扱いを一任いたします。

5 その他

- (1) 寄贈者の方について該当するものにチェックしてください。

A 静岡県立大学(以下、「本学」という。)の教職員

B 本学の元教職員

C 本学の教職員からの紹介者〔紹介を受けた教職員名

〕

D 本学の出身(在籍)者〔前身校(静岡薬科大学・静岡女子大学等)含む〕

E 上記 A~D の関係者

F その他〔

〕

- (2) 連絡事項等

寄贈に関する連絡窓口が上記「寄贈者」欄と異なる場合には、連絡窓口となる方の氏名、連絡先(住所・電話番号・メール等)をご記入ください。

--

※ご記入いただいた個人情報は適切に管理し、寄贈図書に関する業務以外には利用しません。

図書館利用覧	受付日 :	年 月 日	受付者 :
--------	-------	-------	-------

